

[事案 2021-37] 高度障害保険金支払請求

・令和4年2月9日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期以前に発病していたことを理由に、高度障害保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

両眼糖尿病網膜症および両眼糖尿病黄斑症と診断されたため、平成24年6月に契約した終身保険にもとづき、高度障害保険金を請求したところ、責任開始期以前に発病していた疾病が原因であるとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、高度障害保険金および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 勧誘を受けた際、募集人に対して、「医者に行った経歴があるからダメなのでは。」等と伝えましたが、募集人は「健康診断を受けて通れば入れるので受けてください。」「異常がなければ加入できます。」「お医者さんの前では伏せておいてください。」などと言われた。
- (2) 募集人から、重要事項や注意喚起情報の説明は受けていない。
- (3) 保険会社の診査医による診察を受け、医学的にも科学的にも何の異常もないとされ、保険に加入している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、責任開始期以前に糖尿病網膜症と診断されている。また、糖尿病黄斑症は糖尿病網膜症と密接な因果関係にあり、糖尿病網膜症が責任開始期前に診断されているため、原因疾病は責任開始期以前に発生した疾病となることから、約款に定める支払事由（責任開始期以後に発生した疾病）を充たしていない。
- (2) 告知書には告知前の病歴について記載がなく、募集人が申立人の告知を妨害したという事情もないことから、約款の例外条項（責任開始期前に発生した疾病を原因として高度障害状態に該当した場合でも、その疾病について、被保険者が正しくすべての事実を告知し、保険会社はその疾病を知っていたときは、その疾病は責任開始期以後に発生したものとみなす）には当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、高度障害保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。